

室町・戦国期における供御人・神人の動向

——今宮神人を中心に——

尾 上 勇 人

はじめに

中世において、祇園社に属する神人でありながら、商業に従事していた神人を複数確認することができる。彼らは、祇園会において「役」を勤め、奉仕することで所役を免除されて、自身が取りあつかう「物」で商売をしていた。つまりは、真綿を売り祇園会では下居御供神人として現れる綿本座神人^①、材木をあつかって祇園会では神輿渡御のための浮橋を架設する堀川神人、主に柑橘類の果物を売る柑類座を擁する犀鉾神人、小袖座であつた安居神人など^②であり、そして本稿で取り上げる祇園会では大宮駕輿丁として神輿渡御に携わり、洛中において「蛤売」として活動する今宮神人である。

これら祇園社の神人による商売については、豊田武氏による研究^③で明らかにされている。豊田氏は、下京最大の神社であり、商業が盛んな地域を領する祇園社に属することによって、他の商人たちに対して有力な地位を確立したとされる。そして、地位は神事への奉仕によって支えられるという、神人としての基礎的性質が顕著にあらわれていることを指摘した。近年においては、田中香織氏による康永二年（一三四三）におこった綿本座神人と綿新座神人との相論についての詳細な研究^④がある。この相論においては、「神供」などの社役が焦点となっていた。

それでは、今宮神人について見ていきたい。先述したように、今宮神人は祇園会における三基の神輿のひとつ、大宮の駕輿丁を勤めている。ところが、今宮神人は普段京都

にはおらず、摂津国今宮村に住み、祇園会への奉仕のために京都へ出て行くのである。⁵⁾

今宮神人の研究としては、まず豊田氏の研究が⁶⁾挙げられる。豊田氏の研究は、鎌倉時代における御厨子所供御人としての活動から天正年間にいたるまでの諸活動と他商人との衝突を概観されている。また今宮神人の商業活動が、祇園会を中心に行われていることを指摘し、他商人との競合でその活動は振るわなかったとまとめられた。

次に挙げられるのは、春田直紀氏による研究である。⁷⁾春田氏は、『七十一番職人歌合』を取り上げることで、「蛤売」と「魚売」の競合関係を明らかにし、御厨子所供御人からはじまる「今宮商人」を詳述した。さらに、応仁の乱後に「蛤売」から「魚物商売」へと商品の拡大がされることで、粟津供御人らとの競合を招いたと指摘する。そして、他商人との競合に敗れ、京都での勢力を失ったものの、近世へと続いていくとまとめられている。

また、今宮神人と祇園会との関係から論じたものとして、河内将芳氏の研究がある。⁸⁾大宮駕輿丁を勤めた今宮神人による祇園会における喧嘩・訴訟の関係を指摘されている。また、応仁・文明の乱後における「魚物商売」について、

祇園会の式日に限って認められたことを今宮神人の境界と位置付けるのではなく、「時限的かつ安定的な商圈」を確立したとして、積極的に評価した。

以上の三氏によって、今宮神人については、多くのことが明らかにされている。

本稿では、今宮神人の商業活動を概観し、今宮神人と他の「商人」との関係から、その商業と変遷を考察することを目的とする。

一、室町期から戦国期にかけての今宮神人

本章では、室町期から戦国期にかけての今宮神人について、その商業活動の推移を追っていききたい。しかしまずは、室町期以前の今宮神人を確認しておく。

今宮神人が最初に確認できる記録⁹⁾として、祇園社の『社家記録』があり、建治四年（一二七八）三月十四日条に、「今宮神人一懸送之」¹⁰⁾とある。「万物涌出諸庄園乃貢檢納記録」と表題にあるので「貢」を納めていることはわかるが、具体的な「貢」の内容は判然としない。しかしながら、祇園社との関係を確認できる。

そして、元弘三年（一二三三）の内蔵寮領目録には、「今宮供御人」として「上洛之時、蛤一鉢進之」と記されている。また、同じく『社家記録』延文二年（一二五七）六月十四日条に「今宮駕与丁五十余人参」とある。

明徳二年（一二三一）には、淀における「魚市問丸等」と取り決めがなされている。⁽¹²⁾

御厨子所撰津国今宮供御人被申尋事

合

一、^(海老)ゑひ 一、^(鰒)かざめ
一、^(貝)かい 一、^(蛤)はまくり
このいろく、^(色々)せんきよりいまにいたるまで、^(先親)
はらこもりにて、^(腹龍)しほつき候はぬを^(塩付)いろいをなさす
候、^(塩付)しほつき候時はなにも候へ、^(進退)いほの^(年貢等)いちの
しんたいとして、御ねんくとうを、^(鹽田等表)北山殿へとり進上
申候、仍注文如件、

明徳武年^{辛未}六月 日

魚市

問丸等^上

これによれば、「御厨子所」の「今宮供御人」があつ

かう^(海老)「ゑひ」・「^(鰒)かざめ」・「^(貝)かい」・「^(蛤)はまくり」の四品に
ついては、「^(腹龍)はらこもり」で「^(塩付)しほつき」ではないので
「^(鰒)いろい」をしないとあり、塩相物については淀魚市で年
貢がとられることが記されている。

以上、鎌倉末期には「今宮神人」として「貢」を納め、
南北朝期には「蛤」をあつかう「今宮供御人」、祇園会に
携わる「今宮駕与丁」として京都へ上洛するようになった。
そして南北朝末期には、「今宮供御人」として「^(蛤)はまくり」
などを商売するようになる。

(二) 室町期における今宮神人

では、今宮供御人としての商売が、いつから今宮神人に
よって始まったのであろうか。それは、今宮神人が主張す
る大宮駕輿丁としての由緒に求められると考える。その由
緒は、文安二年（一四四五）に「東寺口之新関」で「神人
売物」を「押取」られたことに端を発する史料⁽¹³⁾である。

謹言上

抑祇園社大宮加与町蛤売申^(駕輿丁)□□

右子細者、当社開発神人也、本座数二十五人、於天下

四十八色商売之内、何をも売□□事不仕候、殊以
応永二十八年丑□□^(天)洪水、七日御祭礼既可御延引
間、先之^(清式部殿方)□□并当職京極殿被仰付、洛中之材木商
□□始河原へ被召出、浮橋^お可渡雖有御下知、猶
以不事行候条、其時我々一命^お捨、七日之□□成
申間、則八王子・少将井之神輿^お当職之御勢を被副、
神幸被成申候事者、一向蛤売之□□知無異論候、
されハ、左様之預御感候歟、七日・十四日風立^お仕、
在所三町御合力ニ^(御元)拝領仕、于今致□□勿論候、御
管領細川岩栖院殿之御代也、今度さいか^(雜賀)殿号上意、東
寺口之新関^おすゑ、結句□□^(第カ)在々所々、神人売物^お任雅
意被押取事、歎之中歎不可過之候、所詮、先規為社家
沙汰、此旨公方之被入御耳、乱監^(電)可被停、預御下知
候者、可畏入候、猶以如今者、御祭礼等之所役不可勤
候、仍此旨為預御披露、粗言上如件、

文安二年五月日 加与町等^(寄與丁)

内容をまとめると、今宮神人は祇園社の「開発神人」で
あり、応永二十八年（一四二二）に「洪水」によつて祇園
会が「御延引」となるところを、今宮神人が「一命お捨」

てることで「神幸被成申」ことができた。そこで「在所三
町」を「拝領」することになった。しかし、今度「東寺口
之新関」を構えたことなどで、「所役」を勤めることがで
きなくなると訴えている。

今宮神人が最も主張したいのは、当然「売物」が「押取」
られて、「所役」を勤めることができないことにある。つ
まりは、「所役」を勤めるために、関所での課税などを止
めるように、祇園社から「公方」に訴えてほしいと言つて
いるのだ。ここで、今宮神人が大宮駕輿丁としての由緒を、
応永二十八年に求めていることに着目できる。これは、今
宮神人による商いが、応永二十八年から始まったと考えら
れないだろうか。この時期に、供御人として性質が、神人
と重なり合うことは、今宮神人と競合することになる粟津
供御人にも見られる。それは、応永二十一年（一四一四）
七月付の「内膳司雑掌申状案」¹⁵において、「粟津橋本五ヶ
庄并松下以下商人」が、「山門神人」を称して「月次神今食・
新嘗會以下要却」に従わないことが記されている。他にも
応永四年（一三九七）に四府駕輿丁の綿商人が、祇園社に
属している事例がある。¹⁶

以上のように、応永年間には朝廷の役を勤める供御人か

ら、山門延暦寺系に属する神社の神人として商売に従事する商人が出てきた。むしろ、これが供御人でなくなったことを意味するものではない。南北朝期と同様に供御人・神人と両属的な状態であったと推察される¹⁷。供御人として活動するものと神人として活動するものと役目を分担する、もしくは両者を兼ねるものも存在したと考えられる。しかし、南北朝期を経て、応永年間に入るところには、供御人であるよりも神人、「大宮駕輿丁」であることの方が有利である、と判断されるようになったことは確かであろう¹⁸。

さて、祇園会に携わるようになった今宮神人であるが、文安二・三年になると状況は変化してくることになる。今宮神人による「蛤商売」が、「洛中蛤商売役」という所役を課されるようになったのだ。この所役については、幕府財政の一環である土倉役の補填が目的の一つであったことが指摘¹⁹されており、それだけ今宮神人の「蛤商売」が活発であったとされている。これは、室町期から織豊期にかけての今宮神人関係の文書を一覧にした表1を参照すると、応仁・文明の乱以前はほぼ「蛤商売役」「蛤課役」が問題となっていることがわかる。

では、「蛤商売役」「蛤課役」に当てはまらない事例はど

うであろうか。享徳二年（一四五三）に出された史料を見てみよう。²⁰

〔所載位置〕
〔案文〕

祇園社加輿丁等申蛤商売事、於鵜殿関々役違乱云々、追而可被糺明之上者、可遂還幸無為節旨、可被加下知之由、被仰出候也、仍執達如件、

享徳式

六月十四日

□□在判
旨臺在判

当社執行御房

今宮神人の「蛤商売」について、「鵜殿関」において「関役」を「違乱」されたことを、祇園執行を通して幕府に訴えたことわかる。そして、祇園会の「還幸」が行われる日であったことから、後日に糺明するので、無事に「還幸」を遂げるように記されている。

ここに現れる「鵜殿関」は、摂津国にあり、今宮神人が上京してくる淀川交通に位置する交通上の要地であった。この「鵜殿関」は、淀川に設けられた河上関と西国街道に設けられた陸関の二つが存在し²¹、今宮神人がどちらを

宛所	備考	出典
	大宮加与丁町蛤壳申	『八文』上1179号
初井備後入道	洛中蛤商売役事	『集成』301号、京大所蔵
当社執行	洛中蛤商売役事	『八記』祇園社記第16
借宿六郎左衛門尉 櫻田和泉入道	観地院御料所洛中蛤商売役事	『八記』祇園社記第16
当社執行御房		
当社執行御房	蛤商売事	『八文』上1180号、1181号
当社執行御房	蛤課役事	『新八』92号
当社執行御房	蛤課役事	『八記』祇園社記第16
	一貫文 太宮加与丁	『新八』93号
当社執行御房	魚物商売事	『新八』140号
淀魚市閤務中	可取公事銭之旨申之	『八文』上1182号
	一貫文内御下行なし 今宮神人	『新八』141号
当社執行	大宮駕輿丁訴訟事	『新八』144号
当社執行御房	就魚物商売事儀	『八記』続録第1
中小路縫殿助殿 萱振善左衛門殿	駕輿丁上下之事	『八文』上1183号
当社執行御房		
	雑色魚物商売事	『八記』祇園社記第16
	今宮四座商売物	『法制』第2巻 政所方引付
淀郷沙汰人中	於当津閤所納楚留置云々	『八文』上296号
	魚商売事	『引付』別本賦引付4 16号
	魚物商売事	『集成』3059号、今宮村文庫
	今宮之魚物荷物事	『引付』大館常興日記紙背文書
御厨子所預前若狭守館	云朝役・云神役異于他之所	今宮村文庫文書
	禁裏御厨子所供御人并当社神人	『集成』3843号、今宮村文庫
	帶綸旨・院宣・御下知等之證文	『八文』上1189号
多羅尾左近大夫殿	当社大宮殿駕輿丁御訴訟申上候	『八文』上1190号
	至祇園會兩日四日外、堅被停止	京大総合博物館「古文書集」二
摂州閤郡今宮惣中	今宮神人致売買之条	『信長』補遺225号、広田神社
奈良一衛門尉殿	今宮神人罷上候	『八文』上1186号
飯尾太和守殿	当社大宮駕輿丁摂州今宮神人等	『八文』上1191号

※1 河内将芳『祇園祭の中世一室町・戦国期を中心に一』（思文閣出版、2012年）による

表 1 今宮神人関係文書

No.	文書名	和暦	西暦	月日	差出
1	大宮駕輿丁等申状案	文安2	1445	5月	加与町
2	室町幕府奉行人連書奉書案	文安3	1446	6月5日	真妙、為数
3	善照下文写	文安3	1446	6月6日	善照(力) ※ 1
4	室町幕府奉行人連書奉書写	(文安3力)	(1446力)	6月12日	直行、基恒
5	室町幕府奉行人連書奉書案	享徳2	1453	6月14日	□□、旨臺
6	室町幕府奉行人連書奉書	康正3	1457	6月6日	為数、貞基
7	室町幕府奉行人連書奉書写	康正3	1457	6月14日	為数、貞基
8	馬上料足算用状	長祿4	1460	6月2日	
9	室町幕府奉行人連書奉書案	文亀2	1502	6月7日	清房、頼亮
10	室町幕府奉行人連書奉書案	文亀2	1502	6月19日	清房、頼亮
11	馬上料足下行銭日記	文亀2	1502	6月	
12	室町幕府奉行人連書奉書案	文亀3	1503	6月5日	清房、頼亮
13	室町幕府奉行人連書奉書写	永正4	1507	6月7日	貞運、時基
14	遊佐順盛折紙状案	永正6	1509	5月2日	順盛
15	室町幕府奉行人連書奉書写	永正9	1512	6月7日	貞運、英致
16	室町幕府奉行人連署下知状写	永正13	1516	12月14日	上野介藤原朝臣 前丹後守平朝臣
17	室町幕府奉行人連書奉書案	永正15	1518	6月14日	貞運、時基
18	祇園社駕輿丁摂州今宮神人等申状写	大永2	1522	6月5日	
19	室町幕府奉行人連書下知状	大永2	1522	6月6日	左衛門尉三善 丹後守平朝臣
20	室町幕府奉行人清貞春意見状	大永5	1525	9月	
21	後奈良天皇綸旨	弘治3	1557	4月10日	左中辨
22	室町幕府奉行人連署下知状	永祿3	1560	12月10日	前大和守三善朝臣 対馬守平朝臣
23	大宮駕輿丁等申状案	永祿4	1561	8月21日	
24	社務執行寶寿院常泉書状案	永祿4	1561	8月25日	常(泉)
25	室町幕府政所執事加判連署下知状案	永祿7	1564	12月27日	散位三善朝臣 掃部頭
26	京都所司代村井貞勝判物	天正9	1581	6月7日	村井春長軒貞勝
27	社家雑掌某注進状案	年未詳		6月11日	祇園社家雑掌
28	社務執行寶寿院常泉書状案	年未詳		12月2日	常泉

出典 『八文』=『増補 八坂神社文書』
『八記』=『増補史料大成 八坂神社記録』
『新八』=『新修 八坂神社文書』
『集成』=『室町幕府文書集成 奉行人奉書編』
『引付』=『室町幕府引付史料集成』
『法制』=『中世法制史料集』
『信長』=『増補 信長文書の研究』

通過していたかは不明である⁽²²⁾。また、享徳二年における関所の設置主体がどこもわかっていない。しかし、文安二年から同三年にかけては、大和国の談山神社が関わっていた。談山神社には、『鵜殿関銭納日記』という史料⁽²³⁾が残されている。そして、鵜殿関は、南北朝期には春日社領であり、その後に多武峯寺、談山神社の支配するところとなっている。そして、文明十五年（一四八三）には興福寺の大乗院門跡の新関があったことから、享徳二年においても大和の寺社が関係していたかもしれない。

『鵜殿関銭納日記』における関銭収入は、文安二年八月から同三年七月までに二三四貫九四八文にのぼっている。文安二年八月から十二月、文安三年七月の各月に二十貫文を超える収入があり、文安三年二月から四月は各月十六貫文以上となっている。

しかし、文安三年一月は十貫二四五文、五月は十三貫六六文、六月には八貫八四二文となっている。五月には「降雨」によって関銭収入がなかったこともあるので、天候などによって左右されていることがわかり、六月が農繁期だったために関銭が少なかったという指摘もあるが、この三カ月

関銭収入が少ないことと、祇園会が六月に行われることに関係があるとは一概に言えない。されど、関銭収入が少ない時期に今宮神人が通行することを、関所の運営者にはどう映ったであろうか。結論を述べると、土倉役の補填が行われたことと同様の事が、享徳二年の「鵜殿関」においても行われたのではないかと考える。少ない収入を補うことを目的として、「蛤商売」を行う今宮神人に「関役」を課されたのではないだろうか。

室町期において、今宮神人は祇園会で大宮駕輿丁を勤めることで、商売を行っていた。しかし、今宮神人も室町期後半になると、摂津から京への往反の「関役」、京中における「商売役」という、各種の「役」を課されるようになってくる。だが、この「役」も「神事違乱」に及ぶために退けられた。今宮神人は、祇園会のために、幕府・寺社・市場からの所役を免除される存在であった。

こうした今宮神人の訴訟については、祇園会の式日が関係している。それは、発給された幕府奉行人奉書の日付が、祇園会の式日数日前から当日にあることからうかがえる。これについては、河内将芳氏が駕輿丁による喧嘩を含めて考察を加えられている⁽²⁶⁾。河内氏は、「複数の可能性」

を提示されるに留まり、断定は避けられたが、祇園会の執行を保証しなければならない室町幕府は、今宮神人の主張を受け入れざるを得なかった。

それは、次に挙げる康正三年（一四五七）における史料⁽²⁷⁾からもうかがえる。

祇園社駕輿丁等申蛤課役事、於六角町畳屋六郎左衛門男及違乱云々、所詮、近日可被糺明之上者、先可遂神事無為節之旨、可被相触之由候也、仍執達如件、

康正三

六月六日

為数^(版尾)
(花押)

貞基^(布施)
(花押)

当社執行御房

祇園社の駕輿丁が、「六角町畳屋六郎左衛門男」に「蛤課役」を課している。幕府は、近日に「糺明」するので、まずは「神事」を「無為」に遂げるように命令した。しかし、この数日後に問題が起こる。それが次の史料である。⁽²⁸⁾

祇園社駕輿丁等申蛤商売課役事、先々更不致沙汰之处、近日六角町畳屋六郎左衛門男及違乱云々、太無謂、所

詮、向後可停止其綺之儀、被仰付候訖、早可遂還幸無為之旨、可被加下知彼等之由候也、仍執達如件、

康正三

六月十四日

為数判^(版尾)
(布施)

貞基判

当社執行御房

幕府が、近日に「糺明」として「沙汰」をしなかったところ、「近日」に「六角町畳屋六郎左衛門男」が「違乱」をした。これは謂われないことなので、向後は「其綺」を停止することを命令している。つまりは、幕府が「沙汰」しなかったために、「六角町畳屋六郎左衛門男」から祇園会の神幸と還幸の間に「蛤商売課役」を課されたのだ。

この出来事は、今宮神人として、幕府といえども許すことができない事態だったと思われる。それは、史料中に早く「還幸」を「無為」に遂げるように、「彼等」（今宮神人）に対して「下知」を加えるようにと記されながら、この日の還幸は延引されているからだ。⁽²⁹⁾

室町幕府が今宮神人の訴えに対して、「糺明」をしたのか、していないのかは判然としないが、緊急に出されたと思われる文言から、幕府にとっての祇園会の重要性と、それ

に奉仕する神人への譲歩を物語っている。今宮神人の訴えは、文安二年から康正三年までの十三年間で、四回発生しているが、康正三年から応仁・文明の乱がおこるまでの一〇年間で、今宮神人による訴えがおきることがなかったのは、その証左なのかもしれない。

室町期後半になって、今宮神人は半ば祇園会を盾にして、「役」の免除を幕府に訴えるようになった。しかし、応仁元年（一四六七）から始まる応仁・文明の乱によって事態は大きく変わっていく。次節では、それを確認していこう。

（二）戦国期における今宮神人

祇園会は、応仁・文明の乱によって停止に追い込まれ、明応九年（一五〇〇）まで三十三年間の長きにわたって再興されることはなかった。³⁰では、その三十三年の間、今宮神人はどうしていたのであろうか。これについては、河内氏が『山科家礼記』からの記事を引用されて、「今宮神人」³¹今宮供御人が応仁・文明の乱はさんでもなお京都において商売をつづけていたことが知られる」とまとめている。たしかに、『山科家礼記』の延徳元年（一四八九）から「いまみや」「今宮はまくり売」があらわれてくる。神人と

してではなく、供御人として応仁・文明の乱を乗り越えたのだ。こうした動向は、なにも今宮神人に限定されるものではない。粟津供御人についても同様の動きがみられる。

しかし、今宮神人との相違は、粟津供御人が文明四年（一四七二）という早い段階から公事銭を納めていることだ。

さらに興味深い点は、同年に「伏見殿」から「駄別公事」を「召」されており、その時の粟津供御人の言上に「禁裏様へ両方の供□□□□はかわとなたへにてもしよくしいたさす候」と記しているのである。³²先述したように、応永二年には粟津供御人は「山門神人」となっており、他へ勤仕しているのにもかかわらず、文明年間には供御人としての一面を強調するようになっていく。

今宮・粟津ともに、応永年間には供御人から神人となり、文明年間には神人から供御人としての活動が活発となっていた。応仁・文明の乱という動乱期には、幕府や寺社によるのではなく、朝廷の供御人という由緒を以て商売を行ううとしている。

では、明応九年に祇園会が再興されてからはどうなっていたのか。次に室町幕府奉行人連署奉書案を挙げる。³³

祇園社大宮駕輿丁摂津国今宮神人等申魚物商売事、從

往古座中相着問丸、令売買之処、依当会退転、近年恣
不及座中之沙汰、直買取之致商売云々、事实者、太無謂、
既及神事違乱上者、如先規致沙汰可專神役之旨、堅可
被加下知之由候也、仍執達如件、

文龜二

六月七日

(飯尾)
清房

(松田)
頼亮

当社執行御房

祇園会が再興されて三年、文龜二年（一五〇二）に「大
宮駕輿丁」として「魚物商売」を行っていることが確認で
きる。しかし、河内氏が指摘するように、応仁・文明の乱
以前に「魚物商売」は確認できない商売であり、応仁・文
明の乱を経て、新たに取あつかうようになったことが想
像できる。

では、今宮神人がどうして「魚物商売」をするようになった
のか。それは、今宮神人のもうひとつの姿である、今宮
供御人に求められるのではないか。今宮供御人が課税なく
あつかうものは、明徳二年に「(海老)ゑひ・「(辨則)かさめ」・「(貝)かい」・
「(蛤)はまくり」の四品に限定されている。しかし、それ以前、
文永十一年正月二十五日付の藏人所牒写において、「生魚

交易」について記されているのだ。⁽³⁴⁾ この藏人所牒写につい
ては、庄園名が欠けているなどの疑問な部分があるが、文
明年間に神人から供御人としての一面があらわれることに
よって、「魚物商売」をするようになったと思われる。

しかし、明徳二年に淀の「魚市」との協定で、
「(塩付)しほつき」の魚については「御ねんくとう」を取ること
が決められている。「魚物」に塩相物が含まれていたか、
拡大解釈されたかはわからないが、文龜二年六月十九日に
「淀魚市」において問題がおこっている。

祇園社大宮駕輿丁撰州今宮神人等申、去十四日神事無
為之条、同十五日令下向之処、可取公事錢之旨申之、
彼神人等悉為当初留置云々、随神役参洛候間、且叵測
神慮者歟、殊先々不致其沙汰之上者、速可勘過之、若
有子細者、謹注申之、追而可被遂糺明之由候也、仍状
如件、

文龜式

六月十九日

(飯尾)
清房在判

(松田)
頼亮在判

淀魚市関務中⁽³⁵⁾

大宮駕輿丁である今宮神人は、祇園会がおわった後、摂津に戻る途中の「淀魚市」の閑所で「公事銭」を取られることになり、淀で「留置」かれてしまった。これについて、「先々」に「其沙汰」（公事銭）を「沙汰」することはなかったもので、「勘過」させるように命じている。なおこの時期の淀魚市は、香西元長によって押領されており、「淀魚市閑務中」も香西元長の息のかかった在地の人物と考えられる。³⁶

この文亀二年から永正九年（一五一二）の十年間に、「魚物商売事」・「雑色魚物商売」についての室町幕府奉行人連署奉書³⁷が二回にわたって発給されることから、今宮神人の「魚物商売」については敵が多かったのだろう。

祇園会という手段を用いて「魚物商売」を維持しようとする今宮神人であるが、永正十三年（一五一六）に出された室町幕府奉行人連署下知状³⁸によって制限を加えられるようになった。

定 魚類振売本座商売物

- 一、海河魚貝物并鑑物以下、不謂洛中洛外、可商売事、
- 一、江州粟津座商売物、任先規於魚棚対諸商人可商売

事、付、鑑物新儀共
小売可停止事、

一、今宮四座商売物、擁劔・蛤・編海老、此外一切可
停止事、

右條々、被定置畢、若有違犯之族者、速可被所嚴
科由、所被仰下也、仍下知如件、

永正十三年十二月十四日

（齊藤時基）
上野介藤原朝臣在判
（松田長秀）
前丹後守平朝臣在判

これは、「魚類振売本座」の申請によって発給されたと思われる、「魚類振売本座」は商品の制限なく、「洛中洛外」で商売することができるとなっている。また、「粟津座」は「魚棚」で商人に対してのみ商売ができ、「今宮四座」は「擁劔・蛤・編海老」以外は停止するように記されている。

ここで注目したいのは、「粟津座」・「今宮四座」というように供御人・神人とどちらかに限定されていないことだ。つまり、粟津・今宮の商売を行う「座」を狙って出されたのであり、供御人であろうが神人であろうが、両者に制限を加える目的があったものと考ええる。³⁹「魚類振売本座」は、「粟津」・「今宮」のライバルとして、相手の商売方法を熟

知しているからこそ、こうした文言での発給を求めたのではないだろうか。

これ以後においても、今宮神人による「魚物商売」は続けられていたが、今宮神人は再びその論理を変化させている。それは、大永二年（一五二二）の今宮神人の申状⁽⁴⁰⁾によってわかる。

飯四左
一、祇園社駕輿丁撰州今宮神人等申状 大永二六五
河四
（河村四郎左衛門尉）

右魚物商買事、帶 綸旨、自往古為此方洛中問丸江相付之處、働非分之族恣致商買之條、堅可令停止之旨、数度被成御下知畢、猶以守先例、可致專座中之沙汰之由、被成下御成敗者、忝存、弥可奉遂 神幸無事之節者也云々、

飯尾清房
加賀前司三善朝臣
文龜二年六 七
豊前守平朝臣
（松田頼亮）
御下知両通

飯尾貞徳
近江守三善朝臣
散位藤原朝臣
永正五年九月廿六日
（斉藤時忠）

今宮神人は、自分たちの「魚物商売」について、「帶綸旨」と主張しているのである。しかし、証文を出さなかったためか、これを受けて発給された室町幕府奉行人連署下知状⁽⁴¹⁾には、「綸旨」については記されていない。されど、祇園社の神人としてだけでなく、「綸旨」という朝廷との関係から、「魚物商売」を確保しようとしていることがわかる。河内氏が指摘するように「神人と供御人というありかたを、訴訟においては重ねあわせて主張」するようになったのだ。

今宮神人は、時をへだててこの主張を強化していく。それは、弘治三年（一五五七）に後奈良天皇綸旨⁽⁴²⁾を獲得するのだ。「御厨子所供御人」と「祇園社駕輿丁」の双方を兼ねる存在になることで、方々からの「非分課役」に対して「諸役免除」を勝ち取るうとしていたのであろう。

しかし、今宮神人と同じ考えに至った商人が存在する。それは、「魚類振売本座」に「今宮四座」と同様に掣肘を加えられた「粟津座」である。「粟津座」についても、「禁裏供御人并日吉神人粟津座⁽⁴³⁾」と称して、供御人と神人の二つの立場を両立させるようになるのだ。そして、この「禁裏供御人并日吉神人粟津座」によって、「撰州今宮神人祇

園会供御人」の商売は、「至祇園会兩日四日」以外での商売が停止されてしまうことになる。

以上のように、室町期から戦国期にかけての今宮神人の動向を追ったのであるが、戦国期以降についても少し触れておく。今宮神人は、当然今宮神人として大宮駕輿丁を勤め、天正九年六月七日に織田信長家臣の村井貞勝によって「売買之業」をすることについて、「御代々論旨并御下知之旨」に任せて「朝役・神役」を勤めるように命じられている。⁽⁴⁴⁾ 神幸の日に出されているが、室町幕府と違って祇園会を遂行しなければならないという意思は読み取れない。

そして、慶長十八年には、京都所司代板倉勝重から下知状を出されているが、そこには「神役」を勤めるように命じられているだけで、商売に関係する文言は見られなくなっている。⁽⁴⁵⁾

二、今宮神人の商売と訴訟

前章において、今宮神人の商売を時代ごとに確認していったのであるが、本章ではそれによって生じた二点の疑問について考えていきたい。一点目は、祇園会の式日と訴

訟との関係についてである。二点目は、奉書から下知状へ文書様式が変化することだ。

まず、一点目の祇園会の式日と訴訟との関係について考えていきたい。

今宮神人は、祇園会の遂行に大きく関わり、その無事の遂行を盾にとるようにして、幕府からの裁許を得ていた。では、前章に重複するところもあるが、この点について表1を参照しつつ、確認していこう。

まず、今宮神人による訴えと幕府の裁許は、文安二年・同三年・享徳二年・康正三年・文亀二年・同三年・永正四年・同九年・同十五年・大永二年・大永五年・永禄三年と、文安二年から永禄三年までの百十五年間に十二回にわたって行われていた。⁽⁴⁶⁾ 祇園会が、応仁・文明の乱によって三十三年間に渡って行われなかったのを考慮に入れると、八十二年間に十二回となり、ほぼ七年に一回は問題がおこっていることになる。

では、この十二回に及ぶ裁許が祇園会とどう関わっていたのであろう。これについては、表2とともに考えていく。なお、表2は表1に対応する祇園会の式日を抽出したものである。

表2 今宮神人関係祇園会式日

	神幸	還幸	追行等
文安2年	6月7日	6月14日	
文安3年	6月7日	6月14日	
享徳2年	6月7日	6月14日	
康正3年	6月7日	6月14日（延引）	6月15日
文亀2年	6月7日	6月14日	
文亀3年	6月7日	6月14日	
永正4年	6月7日	6月14日	
永正6年	6月7日	6月14日	
永正9年	6月7日	6月14日	5月23日（去年分）
永正13年			10月14日（延引、追行）
永正15年	6月7日		
大永2年	6月7日	6月14日	6月27日（重而）
大永5年	閏11月17日	閏11月24日	
弘治3年			12月17日（延引、追行）
永禄3年			12月17日（延引、追行）
永禄4年		6月14日	
永禄7年			
天正9年	6月7日	6月14日	

※河内将芳『祇園祭の中世一室町・戦国期を中心に』（思文閣出版、2012年）より作成

表2を参照すると、祇園会に直接関係しない日時で裁許がされているのは、文安二年・大永五年のわずか二回のみである⁴⁷とわかる。今宮神人の商売が、まさに祇園会へ奉仕する神人の立場によって保障されていたと言える。

こうした今宮神人の商売が、永正年間から祇園会式日の混乱によって、弱みとなっていくという指摘⁴⁸は的確だと思われる。しかし、一つの疑問が生じる。それは、延引・追行がなく、無事に遂行された年に、今宮神人による他商人への反撃がないのはなぜか、ということだ。

これについては、逆説的であるが、「魚類振売本座」によって「今宮四座」の商売が制限された永正十三年以降、多くの祇園会が延引されていることが関係しているだろう。つまり、永正十三年からわずか六年後の大永二年に、神人と供御人を重ねて主張するようになることから、祇園会によるない商売の在り方を模索した結果だと考える。

これについて、今宮神人ではなく、同じ祇園社の犀鉾神人の例を挙げておく。天文十四年（一五四五）六月六日に「御厨子所鳥座」と「長橋局鳥座」との間で「公事」があった。この「公事」について、「長橋」から山科言継に書状が届いている。その書状には、

「^(鳥座)とりのさ」と「^(柑類座)かうるいのさ」の「^(公事)くし」について、
 「^(柑類座)かうるいしやうはい」の「^(卑鈍)さいのはこの神人」が「^(鳥)とり」
 も「^(商売)しやうはい」しており、「^(御厨子)みつし所」の「^(公事)くし」を言
 継が受け取っていることについて質問をしている。次に挙
 げるのは、言継の返事である。⁽⁴⁹⁾

文のやうくはしくうけ給候、まつく^(鳥座)とりのさと
 か^(柑類座)うるいのさとく^(公事)しの事、たつねくたされ候、七
 てうさと申候はか^(駕輿丁)やうにて候とて候、五てうさは
 その御局のさととて候、三てうさはく^(内藏寮)られうのさ人に
 て候、又かうるいのさ人うお・とり・かうるいなど
 をしやうはいし候て、御つし^(厨子)所のあつかりたかはし
 ちきやういたし候事候、もとく^(証文)よりのせうもんあ
 る事候、そうしてく^(内藏寮)られうのさ人より、三さその外
 か^(柑類座)うるいのさをせきまいりたる事も候はす候、又いつ
 れのさよりにても候へ、く^(内藏寮)られうのさ人をせきたる
 事も御入候はす候、し^(自然)せんこの外にひふんの物なと
 しやうはいし候をは、いつれのさよりもとり候事候、
 もとく^(商売)よりありつけたるやうに、せうもん^(証文)にまかせ
 おほせつけられ候へき事かんやうに候、く^(内藏)らの頭・御

つし^(厨子)所のへつ^(別当)たうそんち候につきて、た^(高橋)かはし事をも
 もとく^(存知)よりそんちいたし候事候、このよし御心え候
 て、御ひろうにあつかり候へく候、かしく、
 とき^(言)継

な^(長橋殿)かはしとの、御局へ

返書の内容を整理すると次のようになる。

①「七てうさ」は駕輿丁、「五てうさ」は長橋局の座人、
 「三てうさ」は内藏寮の座人である。

②「かうるい」の座人は、「うお・とり・かうるい」を
 商売していて、御厨子所の預である高橋が知行してい
 る。

③内藏寮の座人が「三さ」と「かうるいのさ」を「せき」
 したことはない。又他の座から内藏寮の座人を「せき」
 することもなかった。

④「ひふんの物なと」が商売をしていれば、「いつれの
 さよりもと」っている。

山科言継の主張は、「御厨子所鳥座」でもある「かうるい」
 の座人は、鳥三座の一つである内藏寮の座人の一員である
 と言いたのであろう。内藏頭と御厨子所別当を兼官する

山科家だからこそその主張である。

ともあれ、「^{（社類）}かうるい」座人が、天文年間に御厨子所の「鳥座」として活動していた。そして、「^{（社類）}かうるい」座人が周囲からは犀鉾神人と認識されているとわかる。^{（50）}

今宮神人については、不明であるのだが、祇園会式日が延引・追行がされることが多くなったので、祇園社に属する神人たちは、神人でありながら、供御人としての商売を模索するようになったと考えられる。

そして、祇園会によらない商売の在り方については、二点目の疑問である奉書から下知状への変化が関わっている。それでは次に、このことについて見ていこう。

まずは、奉行人連署による下知状にどのような意味があるのかを押さえておく。佐藤進一氏は、複数の奉行人連署の下知状は、「禁制・制札と過所と一部の裁許・安堵・所役免除」の内容で出されると定義している。^{（51）}そして、「商人や職人すなわち当時庶民のなかでも卑賤とみなされた商工業者階級に対する裁許や安堵その他に用いられた」とされた。

表1を参照すると、今宮神人に関係する下知状は、永正十三年・大永二年・永禄三年・永禄七年の四ヶ年に出され

ている。このうち、今宮神人に対して発給されたのは、大永二年と永禄三年の下知状である。

文安三年から永正九年にかけて、幕府の裁許は「当社執行」、つまり祇園執行に発給されていた。これは、祇園会に奉仕する神人にたいして、祇園執行を通して幕府の裁許が下されていたことになる。幕府は神人からの訴えを「糺明」してから、奉行人による奉書が祇園執行に出される。そして祇園執行は、幕府からの奉書を案文として写してから、正文は各神人へ渡していた。

今宮神人関係の文書として、康正三年六月六日付の室町幕府奉行人連署奉書^{（52）}が、唯一祇園社に残された正文であるのだが、第一章で先述したように、この時は祇園会の最中に問題がおこったために結局は渡されなかったものと考えられる。これは、祇園執行が幕府からの奉行人連署奉書を、すぐには神人へ渡さなかったということだ。発給された文書を、祇園会が終了するまで祇園執行が預かっていたのではないだろうか。これは、祇園会を無事に遂行するという、神人の統制を図るための処置であったと思われる。^{（53）}

では、奉行人連署奉書から奉行人連署下知状^{（54）}への変化は、なぜおこったのか。大永二年にだされた下知状から、なぜ

奉書ではなく、下知状なのかを考えてみる。

祇園社大宮駕輿丁撰津国今宮神人等申、魚物商売事、
為座中相着問丸、令売買云々、早任度々御成敗、止非
分之族商売、致座中之沙汰、可専神役之由、所被仰下
也、仍下知如件、

大永二年六月六日

左衛門尉三善（取尾為盛）（花押）

丹後守平朝臣（松田晴秀）（花押）

下知状が発給された理由は、「卑賤とみなされた商工業者階級」である今宮神人に、直接発給されたからだろうか。しかしこれでは、「祇園社大宮駕輿丁撰津国今宮神人等」として幕府に訴えた意味がない。ならば、今宮神人が「祇園社駕輿丁」を名乗っているだけで、祇園社が関係していないからなのか。これも、祇園社に案文が残されているので考えにくい。

それでは、内容から考えるとどうだろう。永正十三年の「魚類振売本座」の下知状は、様式から禁制・制札であったと思われる。しかし、大永二年に発給された今宮神人へ

の下知状はそうではなく、佐藤氏が定義した内の一つである、安堵状だと考えられる。

だからこそ、奉書が残っていない今宮村に、下知状の正文が近代まで現存したのではないだろうか。そして、「祇園社大宮駕輿丁撰津国今宮神人等」が「魚物商売」についての下知状を求めた理由は、大永二年から六年前の永正十三年における「魚類振売本座」の下知状に対抗するためと考える。つまりは、「魚物商売」を今宮神人の「権利」として位置づけようとしたのだ。

これまで、今宮神人に出された奉行人連署奉書は、時間的にしか効力を発揮することはなかった。祇園会が延引されるなか、「魚物商売」にも制限が加えられ、今宮神人は神人・駕輿丁・供御人という身分のほかに「権利」をもって他商人に相対していく。大永二年から弘治三年までの三十二年間に、今宮神人への発給文書が確認できないことから、この安堵の下知状は機能したものと考えられる⁵⁵⁾。

以上、二つの疑問を取り上げたのであるが、今宮神人は応仁・文明の乱以前において、その特権維持を祇園会に支えられていた。しかし、幕府の動揺、祇園会の延引によって特権を維持できなくなり、そのために祇園会からの脱却

が図られたのである。しかし、今宮神人にとって祇園会は、欠かすことのできない特別な祭祀だったと言える。それは、永禄三年十二月十日に出された下知状⁵⁶の発給が、祇園会に關係するからだ。この年の祇園会は十二月十七日、下知状発給の七日後のことである。この下知状では、「諸関役・新儀課役」を止めて、これまでのように「諸役免除」とするようにとある。祇園会に勤仕することで「役」を免除されるのは、応仁・文明の乱を経ても変わることはなかった。

最後にもう一つ触れておきたい。それは、永禄七年に式日四日間のみに限定された「魚物商売」についてである。この事態が、今宮神人の限界なのか、商圏の確保がされたかという評価は置いておくとして、今宮神人による「商売」の排除ではなく、「至祇園会両日四日」に限って認めているのは、これが「粟津座」との妥協点であったことは疑いない。

それは、今宮神人と同様に「粟津座」についても、今宮神人と争っている場合でなかったことを物語っている。「粟津座」が、「総合商社」のように、各種の品目を商売していたことは知られている。⁵⁷しかし、それだけ「新儀商人」たちとの競争を強いられるようになった。そのために、今

宮神人と妥協が図られたのではないだろうか。

おわりに

本稿では、今宮神人の商業が、どのように推移したのかを明らかにし得たものと思う。それは当然、政治状況に左右されるものであった。商売を行う今宮神人の出現を第一期とすると、南北朝期を経て京都に一大市場が形成される時期を第二期。室町幕府の財政が逼迫する室町後期を第三期。応仁・文明の乱を第四期。祇園会の式日混乱が多発するようになる永正期を第五期。供御人・神人を両立させるも衰退を迎えるようになる第六期となる。

第一期から第二期では、供御人から神人への変化が確認できる。これは、幕府による山門政策が大きく関わっていた。山門政策として挙げられるのは、山門使節制度の誕生である。⁵⁸もう一つが、御師職の成立である。これによって幕府は祇園社などを己の影響下に入れた。⁵⁹そして、室町幕府と祭祀との関わりである。⁶⁰「今宮供御人」として商売に従事するのではなく、兼帯していた祇園社の「今宮神人」として活動するようになるのは、こうした幕府の政策に関

係していたのではないだろうか。

第三期においては、都市に依存する幕府財政⁽⁶⁾によって所役を課されるようになり、祇園会に過度に依存する時期となる。

応仁・文明の乱を含む第四期は、戦乱の時代ながら、同時に商業の拡大の時期でもあった。そして、神人から供御人としての一面を見せるようになる。

第四期から第五期にかけては、商業の拡大を維持することを求められる時期となる。棲み分けされていた品目を超えて商売するようになったので、神人・供御人の両面を主張することでその理論を補強するようになる。しかし、祇園会の延引・追行による混乱を避けがたく、今宮神人はそれまでとは違った新たな理論を必要とした。

そして、供御人・神人を前面に出しながらも、祇園会の執行を保証する存在、室町幕府が機能しなくなること、今宮神人の商売は維持できなくなるのが第六期になる。

今宮神人は、政治状況に左右され、そのたびに供御人・神人と使い分け、もしくは両立することで、その商売を発展・維持してきた。これは今宮神人に限らず、同じ祇園社の神人である犀鉾神人も同様であるし、そして今宮神人と

敵対した粟津供御人とは、供御人・神人の使い分けをほぼ同時期におこなっている。これは、どちらかが後追いつた可能性もあるのだが、当時の政治状況などから両者が同じ結論に至って、選択された結果であろう。

しかし今宮神人は、大宮駕輿丁を勤める神人となったことで、所役免除を受けることになるが、それゆえに祇園会に大きく左右されるようになった。さらには、粟津供御人ほどの成果を得ることはなかった。この両者の違いは何に由来するのであろうか。粟津供御人の研究を今後の課題としたい。

注

- (1) 綿本座神人は三条町などに住む人から構成されている。この本座神人以外にも、綿新座神人として里商人と散在商人がいるが、永享二年（一四三〇）には一人だけとなっている。
- (2) 他に祇園社に属して行われる商売に「売物買」「腰座」「練絹座」「午王守商賣」があり、犬神人も塩売買をしている。
- (3) 豊田武「祇園社をめぐる諸座の神人」（『座の研究 豊田武著作集第一巻』、吉川弘文館、一九八二年）。
- (4) 田中香織「祇園執行日記」にみる中世祇園社の綿商売の神人（『日本文化史研究』第四十二号、二〇一一年）。

- (5) 今宮神人が大宮駕輿丁になった由緒については、『増補 八坂神社文書』一一七九号を参照。しかし、その経緯は疑問である。
- (6) 豊田武「祇園社をめぐる諸座の神人」(『座の研究 豊田武著作集第一巻』、吉川弘文館、一九八二年)。
- (7) 春田直紀「漁業と水運の地域的展開―今宮魚貝商人の京都進出―」(『大阪府漁業史』、大阪府漁業史編さん協議会、一九九七年)。
- (8) 河内将芳『祇園祭の中世―室町・戦国期を中心に―』(思文閣出版、二〇一二年)。
- (9) 文永一一年(一二七四)正月二十五日付の藏人所牒があるが、御厨子所供御人としての史料なのでここでは考慮しない。なお、藏人所牒は『今宮町志』を参照した。
- (10) 『増補統史料大成』第四十四卷 八坂神社記録二(臨川書店、一九八三年)。
- (11) 『増補統史料大成』第四十三卷 八坂神社記録一(臨川書店、一九八三年)。
- (12) 国立公文書館所蔵『山科家古文書』。
- (13) 大宮駕輿丁等申状案、『増補 八坂神社文書』一一七九号。
- (14) 春田直紀・河内将芳の両氏によって応永二八年の洪水は誤りと指摘されている。しかし今宮神人が、商売を行う「大宮駕輿丁」としての特権を、応永二八年にあったと認識している点は確かであろう。
- (15) 『京都御所東山御文庫所蔵 地下文書』一二号(八木書店、二〇〇九年)。
- (16) 『綿完本神人々数事』『祇園社記』続録一に「駕輿丁左近方」「駕輿丁右近方」とある。(『増補統史料大成』第四十六卷 八坂神社記録四、臨川書店、一九八三年)。しかし、応永四年にはすでに祇園社の綿商売は衰退を迎えていた。その後には四府駕輿丁は独自に幕府からの保護を受けることから、必ずしも延暦寺の関係寺院に商人たちが収斂されたわけではない。
- (17) 『山科家礼記』長祿元年(一四五七)十二月三日条に「はまくりうり」、寛正四年(一四六三)正月二十五日条に「はまくりうり」を確認できる。この「はまくりうり」はおそらく今宮供御人であり、供御人として蛤を山科家へ進上している。
- (18) 大山喬平氏は、菓子供御人を例に「供御人になるか神人になるかは、そこで得られる政治的・経済的利益と深く関わっている」と指摘している。大山喬平「供御人・神人・寄人」(『日本の社会史』第六巻 社会的諸集団、岩波書店、一九八八年)。
- (19) 前掲注8参照。
- (20) 室町幕府奉行人連署奉書、『増補 八坂神社文書』一一八〇号、一一八一号。
- (21) 宇佐見隆之『日本中世の流通と商業』(吉川弘文館、一九九九年)。
- (22) 魚介類を取りあつているために速度が必要と考えられるから、河上関の方と思われるが、断定はできない。

- (23) 『談山神社文書』三六四号(星野書店、一九二九年)。
- (24) 三浦圭一「村落と商品流通」(『大阪府史』第四卷中世編Ⅱ、一九八一年)。
- (25) 宇佐見氏は、関所の実質的な運営主体を地元の人々であったとしている。
- (26) 前掲注8参照。
- (27) 室町幕府奉行人連書奉書、『新修 八坂神社文書』九二号。
- (28) 室町幕府奉行人連署奉書写、『増補 続史料大成』第四十五卷 八坂神社記録、『祇園社記』第十六。
- (29) 『山科家礼記』康正三年六月十四日条に「祇園会、今日無祭礼」とあり、六月十五日条に「祇園祭礼有之、今度延引始也」とある。
- (30) 河内将芳『祇園祭と戦国京都』(角川学芸出版、二〇〇七年)。
- (31) 前掲注8参照。
- (32) 『山科家礼記』文明四年十二月十三日条。
- (33) 『新修 八坂神社文書』一四〇号。
- (34) 『今宮町志』。
- (35) 室町幕府奉行人連書奉書案、『増補 八坂神社文書』一一八二号。
- (36) 淀魚市については、小野晃嗣氏による詳細な研究がある。小野晃嗣『日本中世商業史の研究』(法政大学出版局、一九八九年)。
- (37) 『祇園社記』続録第一(『増補 続史料大成』第四十六卷 八坂神社記録四、臨川書店、一九八三年)、『祇園社記』第十六(『増補 続史料大成』第四十五卷 八坂神社記録三、臨川書店、一九八三年)。
- (38) 『政所方引付』(佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第二卷 室町幕府法、岩波書店、一九五七年)。
- (39) 文亀二年の室町幕府奉行人連書奉書案に「座中」が「問丸」に「相着」とあるので、今宮神人は自分たちの商売を「座」としていたために、周囲も「座」と認識していたから「今宮四座」と呼んだ可能性はある。
- (40) 『別本賦引付』四(桑山浩然『室町幕府引付史料集成』上巻、近藤出版社、一九八〇年)。
- (41) 今宮村文庫文書、『室町幕府文書集成』三〇五九号。
- (42) 今宮村文庫文書、『今宮町志』。
- (43) 永禄七年(一五六四)十二月二十七日付、室町幕府政所執事加判連署下知状案(京都大学総合博物館所蔵「古文書集」二)。
- (44) 村井貞勝判物、『増補 信長文書の研究』補遺 一二五号、広田神社文書。
- (45) 前掲注8参照。
- (46) 大永五年については、詳細は不明である。しかし、「魚類本座商人」によって「今宮之魚物荷物」が取られ、それを「政所沙汰」として「取返」しているので、ここでは含める。永禄四年については、「訴訟」をしているのだが、裁許が不明なために含めないでおく。
- (47) 表1 No.4の史料については、河内氏によって文安二年の可

能性が提示されているので、それが正しいのであれば、文安二年も祇園会に関係していることになり、一回のみとなる。

(48) 前掲注8参照。

(49) 『言繼卿記』天文十四年六月六日条。

(50) 犀銚神人の鳥商売については、天文十二年にも確認できる。

『別本賦引付』一（桑山浩然『室町幕府引付史料集成』上巻、近藤出版社、一九八〇年）。

(51) 佐藤進一『古文書学入門』（法政大学出版局、一九九七年）。

(52) 『新修 八坂神社文書』九二号。

(53) 河内氏によって文案三年の裁許について、祭礼以前に訴えた内容を幕府に認めさせるための示威行動として、祇園会の最中に駕輿丁による喧嘩がおこった可能性を指摘されている。

(54) 『室町幕府奉行人文書集成』奉行人奉書篇下 三〇五九号、今宮村文庫文書。

(55) 大永五年の室町幕府奉行人清貞春意見状には、「魚類本座商人」によって「今宮之魚荷物」を「取返」していることからうかがえる。

(56) 『室町幕府奉行人文書集成』奉行人奉書篇下 三八四三号、今宮村文庫文書。

(57) 今谷明「座と供御人」（『新修大津市史』第二巻 中世、一九七九年）。瀬田勝也『増補 洛中洛外の群像』（平凡社ライブラリー、二〇〇九年）。

(58) 下坂守「『中世寺院社会の研究』（思文閣出版、二〇〇一年）。

(59) 三枝暁子『比叡山と室町幕府 寺社と武家の京都支配』（東京大学出版会、二〇一一年）。

(60) 下坂守『京を支配する山法師』（吉川弘文館、二〇一一年）。

(61) 早島大祐『首都の経済と室町幕府』（吉川弘文館、二〇〇六年）。